

令和4年度子育て世帯等臨時特別給付金について

コロナ禍における国の「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」により、真に生活に困っている方々への支援措置の強化として、その実情を踏まえた生活の支援を行います。

低所得の子育て世帯生活支援特別給付金

◇対象者

- ①令和4年4月分の児童扶養手当受給者（低所得のひとり親世帯）
- ②①以外の令和4年度分の住民税均等割が非課税の子育て世帯（その他低所得の子育て世帯）
- ※②の対象となる児童の範囲は①と同じ（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満））

◇給付額 対象児童1人あたり5万円

◇申請方法

- ・①の対象者 申請不要（6月支給）
- ・②の対象者 令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者は申請不要。高校生のみ養育世帯や直近で収入が減収した世帯等については、福祉課に申請書の提出が必要です。詳細は、お問い合わせください。（7月以降支給予定）
- ※児童扶養手当を受給のひとり親世帯の方については、神奈川県より6月に支給されております。

住民税非課税世帯等に対する給付

◇対象世帯

- ①基準日において世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯
- ②①のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯（家計急変世帯）
- ※1①②ともに、住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く
- ※2基準日は、令和4年6月1日。
- ※3再度給付金が支給されるものではありません。

◇給付額 1世帯当たり10万円

◇申請方法

対象世帯には、令和4年6月下旬頃から順次、確認書を送付いたします。令和2年度特別定額給付金を振り込んだ口座を記載していますので、口座番号等に変更がないかを確認いただき、確認事項に該当する場合にはチェック欄にレチェックを入れて、同封の返信用封筒にて返送してください。

家計急変世帯の方へ

◇対象世帯

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年1月以降の家計が急変し、令和4年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯（世帯全員のそれぞれの一年間の収入見込額が、市町村民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である世帯をいう。）

◇必要書類

- ①「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（家計急変世帯分）申請書
- ②「簡易な収入（所得）見込額の申立書」
- ③「任意の1ヶ月の収入」の状況を確認できる書類の写し
- ④「申請・請求者の世帯の状況を確認できる書類の写し」
- ⑤「請求・申請者の世帯の状況を確認できる書類の写し」
- ⑥（令和4年1月1日以降、複数回転居した方）「戸籍の附票の写し」
- ⑦「受取口座を確認できる書類の写し」

・①、②の書類については福祉課窓口にてお受け取りください。

上記、必要書類を、役場福祉課に提出（郵送可）してください。

◇提出期限 令和4年9月30日（金）（消印有効）

問い合わせ

- ・子育て世帯生活支援特別給付金 厚生労働省コールセンター ☎0120-400-903
- ・住民税非課税世帯に対する給付金（家計急変世帯含む）内閣府コールセンター ☎0120-526-145
- ・申し込み、問い合わせ 福祉課 ☎内線 235

❗ 給付金を装った振り込め詐欺や個人情報の搾取にご注意ください。